



谷川連峰

## 相続手続きに必要な書類

相続が発生すると、さまざまな相続手続きが必要となります。今月のMDレポートは、不動産の相続手続きに関する必要な書類に関しレポートします。

### 1 遺産分割協議書を作成する

#### ① 遺言書の確認

遺言書の有無の確認を行います。有効な遺言書がある場合は、これに従って財産の分配を行います。遺言書がない場合、相続人間で遺産分割協議を行うこととなります。

#### ② 相続人の確定

被相続人の出生から死亡までの戸籍の取得をし、その上で相続人全員の戸籍・住民票を取得する。相続人に未成年者がいる場合、代理人・特別代理人の申し立てが必要。

#### ③ 相続財産の調査

被相続人の全ての財産・債務を調査して、遺産目録を作成する。その際相続税発生の有無を確認し、分割方法を検討する。

#### ④ 相続放棄・限定承認(死亡から3ヶ月以内)

被相続人の全ての財産・債務を調査して明らかに債務の方が大きい場合は相続放棄の手続きを行う必要があります。相続放棄するかどうかの判断が困難な場合は、被相続人の財産の範囲内で債務を支払うという限定承認の手続きを行うことができます。

#### ⑤ 準確定申告

死亡した都市の1月1日から死亡した日までの所得について税務署に申告が必要です。死亡を知った日から4か月以内に行います。

#### ⑥ 遺産分割協議 (作成に期限は定められていないが原則10ヶ月以内が望ましい)

相続人間で分割方法について協議を行い合意されたときに分割協議書を作成します。分割協議ができない場合は、裁判所に調停・審判・裁判の手続きを行うことができます。

#### ⑦ 相続税の申告(死亡から10ヶ月以内)

### 2 遺産分割協議書が必要となる相続手続き(あると便利)

#### ① 預金相続手続き

#### ② 不動産相続手続き

#### ③ 自動車の名義変更手続き

#### ④ 有価証券の相続手続き

#### ⑤ 相続税申告手続き

### 3 遺産分割協議書を作成する際に必要な書類

#### ① 被相続人が出生してから亡くなるまでの戸籍 (除籍謄本・改製原戸籍謄本・現戸籍謄本)

被相続人の「戸籍事項」に戸籍改正時されている場合「改製原戸籍」が必要

#### ② 被相続人の住民票の除籍と戸籍の附表

#### ③ 登記簿上の住所と死亡時の住所が異なる時は戸籍の附表

#### ④ 相続人全員の戸籍謄本と住民票

#### ⑤ 相続人全員の印鑑証明と実印

#### ⑥ 残高証明や分割すべき財産の一覧

#### ⑦ 固定資産評価証明書 (公課証明書)

\*印鑑証明は、発効日から3ヶ月が有効期限ですが、戸籍謄本等は、発行元により異なりますが、通常3ヶ月と考えておいた方が良いでしょう。

### 4 遺産分割協議の流れ

